

新しい国民健康保険被保険者証を発送します

7月31日で有効期限切れとなる国民健康保険被保険者証(保険証)および高齢受給者証の更新に伴い、新しい保険証(70歳以上75歳未満の方は保険証兼高齢受給者証)を簡易書留郵便で発送します。発送は7月3日から開始し、7月31日までに該当世帯へ順次お届けされる予定です。郵便都合により到着が遅くなる地域もありますが、お待ちいただきますようお願いいたします。

なお、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(ピンク色)を提示してください。また、古い保険証(グレー色)は各自で処分してください。

保険証と高齢受給者証が1枚になります

70歳以上75歳未満の方は、これまで保険証とは別に「高齢受給者証」が交付され、医療機関受診時には保険証とともに提示する必要がありましたが、8月1日から保険証と高齢受給者証が一体化され、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として1枚になります。

8月1日からの医療機関受診に際しては、今回お送りしている新しい保険証兼高齢受給者証1枚のみをご提示ください。

加入・喪失の手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け

出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金していただくことになります。

▶加入手続きに必要なもの

- 職場の健康保険をやめたことが分かる証明書
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの

▶喪失手続きに必要なもの

- 職場の保険証
- 国保の保険証
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

令和2年度国民健康保険税納税通知書を発送します

国民健康保険に加入している方に「令和2年度国民健康保険税納税通知書」を7月中旬ごろに発送します。国民健康保険税の納め方は、普通徴収(口座振替または納付書)と特別徴収(年金天引き)があります。

また、今年度から次のとおり保険税率などが改正されています。

医療分(4方式から2方式へ)

保険税の構成内容	改正前	税率など改正後(R2年度)
所得割	6.1パーセント	7.2パーセント
均等割	11,000円	24,000円
資産割	32パーセント	廃止
平等割	17,000円	廃止
賦課限度額	58万円	61万円

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272)

後期高齢者支援分

保険税の構成内容	改正前	税率など改正後(R2年度)
所得割	2.2パーセント	2.2パーセント(変更なし)
均等割	9,000円	9,000円(変更なし)
賦課限度額	19万円	19万円(変更なし)

介護保険分※40歳以上65歳未満

保険税の構成内容	改正前	税率など改正後(R2年度)
所得割	1.4パーセント	1.6パーセント
均等割	7,000円	10,000円
賦課限度額	16万円	16万円(変更なし)

特定健康診査・後期高齢者健康診査が始まります

生活習慣病の発症や重症化を予防するための健診です。生活習慣病は、自覚症状なく進行し、脳梗塞や心筋梗塞などを突然発症して重篤になることもあります。また、発見が遅れて重症化すると、将来多額の医療費がかかることもあります。年1回の健診で自分の体を知り、健康寿命を延ばしましょう。

なお、例年6月から開始していましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、7月1日から開始することとしました。そのため、受診券を6月下旬に対象の方へ送付しました。

▶受診期間 7月1日(水)～令和3年2月27日(土)

▶場所 市内指定医療機関(詳細は受診券に同封のパンフレットを参照)

▶対象・自己負担額

健診名	対象	自己負担額
特定健康診査	令和2年4月1日までに市国民健康保険の加入手続きをされた方で、40～74歳の方	【70歳未満の方】500円 【70歳以上の方】無料 ※市・県民税非課税世帯の方は、事前申請により費用が免除になります。被保険者証と受診券をご持参ください。
後期高齢者健康診査	埼玉県後期高齢者医療制度にご加入の方	無料

※健診の結果に応じて医師により治療が必要と判断された場合、治療にかかる費用は自己負担となります。

▶その他

- 特定健康診査・後期高齢者健康診査と市の助成を受ける人間ドック(併診ドック)の両方を受検することはできません。
- 今年度内に75歳になる方は、特定健康診査は75歳の誕生日の前日までしか受診できません。75歳の誕生日以降は後期高齢者健康診査を受診してください。

▶申し込み 市内の実施医療機関へ予約し、被保険者証と受診券を持参の上受診してください。なお、受診券が届かない場合や、4月2日以降に行田市国民健康保険に加入手続きをした方で特定健康診査の受診を希望する方は、被保険者証を持参の上、保険年金課へお越しください。

▶問い合わせ 特定健康診査については同課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者健康診査については同課医療担当(内線227)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が令和2年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの
- 印鑑

後期高齢者医療に加入している方

市民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月につき1医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

※有効期限が令和2年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)